

バーレーンによる日本産食品の輸入規制の撤廃について
～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、バーレーン向けに輸出される全ての日本産食品については、放射性物質検査報告書又は輸出事業者証明書を求められてきたところですが、バーレーン政府は、当該規制の全てを 3 月 22 日付けで撤廃した旨を同国官報ホームページに掲載しましたので、お知らせいたします。

なお、上記規制の撤廃を含む諸外国の規制内容は、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_190322.pdf

「諸外国・地域の規制措置（平成 31 年 3 月 22 日現在）」

※ 今回のバーレーンの輸入規制撤廃により、福島第一原子力発電所事故に伴い輸入規制を設けている国・地域数は事故後の 54 から 23 に減少しました。

（参考 1）撤廃前のバーレーンによる日本産食品の輸入規制の概要

	対 象	規 制 内 容
1	過去に放射性物質検査報告書を提出し、バーレーン向けに食品を輸出した実績のある輸出業者	日本政府が発行する過去のバーレーン向けの輸出実績に関する輸出事業者証明書の写しの添付（放射性物質検査報告書は不要）。
2	上記以外の者	指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書で在京バーレーン大使館が領事認証したものを添付。

（参考 2）平成 29 年のバーレーン向け食品・農林水産物の輸出額

1.9 億円（清涼飲料水、魚等缶詰、練り製品（魚肉ソーセージ等））、世界第 70 位
出典：財務省貿易統計

お問合せ先
食料産業局 輸出促進課
担当者：横田、白勢
代表：03-3502-8111（内線 4309）
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6738-6475